

農業振興地域整備計画を定める旨の公告

三条市告示第379号

下田農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由を次により縦覧に供します。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係る市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について令和8年9月14日までに市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年9月14日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和8年8月13日

三条市長 滝 沢 亮



- 1 農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧期間
自 令和8年8月14日から
至 令和8年9月14日まで
- 2 農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧場所
三条市旭町二丁目3番1号 三条市役所三条庁舎 第二庁舎2階
経済部農林課内
- 3 意見書の提出、異議の申出
意見書の提出、異議の申出に当たっては、農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧場所に備え付けの「下田農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」又は下田農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申出について」により提出又は申出をしてください。

「下田農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」

三条市告示第379号で公告の、下田農業振興地域整備計画の変更案について、市の住民は、令和8年9月14日までに、次により市に意見書を提出することができます。

記

1 意見書の提出先及び問合せ先

三条市旭町二丁目3番1号 三条市役所 経済部 農林課

電 話 0256-34-5652 （問合せ用。電話による提出はできません。）

F A X 0256-33-7250

E-mail nourin@city.sanjo.niigata.jp

2 意見書の提出に当たっての注意事項

(1) 提出方法

前記1の窓口への持参又は郵便、インターネット、FAXのいずれかの書面化できる方法によることとし、電話での意見は受け付けません。

(2) 意見書の表記

意見書は日本語の表記に限ります。

(3) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名を、法人が意見書を提出するときは法人名、代表者名、事務所の所在地を記載してください。

(4) 意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

(5) 意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公告します。

(6) その他

下田農業振興地域整備計画の変更案以外に対して意見書の提出はできません。

「下田農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案
に対する異議の申出について」

三条市告示第379号で公告の下田農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案について、農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、次により市に異議を申し出ることができます。

記

1 申出先及び問い合わせ先

三条市旭町二丁目3番1号 三条市役所 経済部 農林課

電 話 0256-34-5652（問合せ用。電話による申出はできません。）

F A X 0256-33-7250（問合せ用。F A Xによる申出はできません。）

E-mail nourin@city.sanjo.niigata.jp（問い合わせ用。電子メールによる申出はできません。）

2 異議申出期間

令和8年9月29日（令和8年9月14日の翌日から起算して15日目）まで。

ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

なお、郵送により異議の申出をしたときには、その郵送期間は算入しません。

3 申出に当たっての注意事項

(1) 異議の申出方法

異議の申出は次の事項を記載した書面に異議申出人が押印してください。

異議申出人が法人その他の団体若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

なお、代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議申出するときには、その資格を証明する書面を添付してください。

ア 異議申出人の氏名又は名称並びに住所又は居所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び居所

エ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った年月日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 市町村の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日

(2) 補正

不適法な異議申出に対しては、相当の期間を定めて補正を求めることがあります。

(3) 異議の申出の取下

異議の申出は、その異議の申出に対する決定があるまでの間は、取り下げすることができます。

なお、この取り下げは書面により行ってください。

(4) 異議の申出の決定

異議の申出に対する決定は、令和8年11月12日までに異議申出人に決定書を送付します。